

## 令和4年度 学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

## 〈基本理念〉

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。そこで本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

## 〈いじめの定義〉

生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、犯罪行為として取り扱われるべきものには、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 〈学校としてのいじめについての基本認識〉

- いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめられている生徒を徹底して守り通す。
- いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

## 2. いじめの防止等の対策のための校内組織

## 〈職員会議〉

打ち合わせ及び定例職員会議において、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

## 〈いじめ防止対策委員会〉

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長、教頭、生徒指導担当（3名）、養護教諭で構成し、必要に応じて特別支援教育コーディネー

ター、スクールカウンセラー、当該学年主任および担任を加えて委員会を開催する。

いじめ防止対策委員会は、次の役割の中核を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- いじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携。

### 3. いじめの防止等の対策のための具体的な取組み

〈いじめの防止〉

久居東中学校に関わりのあるみんなが常に 学校教育目標（以下の枠内）

- 「自ら主体的に学び、行動する」  
「ともに高め合い、鍛え合う」  
「自他を大切にし、愛(いつく)しむ」 生徒の育成
- ◎ スローガン 「あいがあふれる学校」
- ・ 明るく心のこもった挨拶のある学校
  - ・ いじめをしない・させない、愛のある学校
  - ・ 地域に信頼され愛される、安心・安全な開かれた学校 を目指す

を意識し、いじめのない学校づくりを組織的に推進する。

さらに、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に取り組む。

いじめの防止の基本は、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや互いを大切にできる仲間づくり、学校づくりを行う。そのため、次の取組を進める。また、いじめ防止基本方針について、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 社会性やコミュニケーション能力の育成を図る。
- 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめ防止に向けた取組を推進する。

〈早期発見〉

いじめは大人が気づきにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するように努める。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有できる組織にしていく。そのために以下の取組を具体的に進める。

- 日常的な生徒への目配りや学習計画帳（3行日記）等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。気になる場合には家庭訪問等を実施する。
- 学期に1回の生活アンケート調査を実施し、それに基づいた教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室、電話相談窓口について広く周知する。
- チェックリスト等を活用するとともに教職員の情報共有体制を整備する。

〈いじめに対する措置〉

いじめを発見したりいじめの通報を受けたりした場合は、

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害を受けた生徒、知らせた生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害者側の生徒を指導する。
- 状況によっては、そのすべてを厳しい指導ではなく、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応による対処をする。

**○ 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。ことを基本としつつ、次のように対応する**

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ②発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後、委員会が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。
- ③いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められるときは、津南警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに津南警察署に通報する。
- ④いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて、外部専門家の協力を得る。
- ⑤いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ⑥いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようとする態度をいき渡らせる指導をする。
- ⑦ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、生徒の生命又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに津南警察署に通報し協力を求める。学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受け付けなど、関係機関の取組についても周知する。

**〈いじめの解消〉**

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

**①いじめに係る行為が止んでいること**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

**②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が0であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

## 4. 重大事態への対処

### 〈重大事態とは〉

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

例えば、

- ア、生徒が自殺を企図した場合
  - イ、身体に重大な障害を負った場合
  - ウ、金品等に重大な被害を被った場合
  - エ、精神性の疾患を発症した場合
- のようなケースが想定される。

いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。相当の期間とは年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらない。

### 〈発生時の対応〉

重大事態が発生した場合には、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処する。また、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）および「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）により適切に対応する。

## 5. 保護者、地域等との連携

### 〈保護者の役割〉

保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する生徒が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護するもの」とされている。（「いじめ防止対策推進法第9条」）

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

### 〈地域の役割〉

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域ぐるみで地域の子どもの育てるという意識が大切である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりしたような場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

### 〈学校・保護者・地域が一体となった取組〉

P T Aの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。また学校の「いじめ防止基本方針」を公開することで学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

重大事態等が発生した場合等には協力を得ることができるよう、日頃から久居東中学校に係る諸団体や諸組織と連携を図っておく。とりわけ、学校評議員、民生児童委員、主任児童委員、久居東地区自治会連合会、久居東地区青少年育成会、保護司、校区小学校との連携を密にしておく。

## 6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。